



Title	江戸時代に於ける蝦夷地移民論
Author(s)	高倉, 新一郎
Citation	北海道帝國大學法經會法經會論叢, 4: 22-35
Issue Date	1936-01
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/10626">http://hdl.handle.net/2115/10626</a>
Type	bulletin
Note	研究
File Information	4_p22-35.pdf



[Instructions for use](#)

## 江戸時代に於ける蝦夷地移民論

高 倉 新 一 郎

## は し が き

經濟現象としての移民現象は、勞働力が一地方より永久に他地方に移ることを意味する。而して其方向は、總ての流と同じく、過剩なる箇所より不足なる箇所へ移る事は勿論で、こゝに過剩と言ひ、不足と呼ぶも、夫は一定の環境に於ける相對的現象なる事は論ずる迄もなからう。而も其流の原因をなす勞力の需要は、一時的な、若しくは定期的な移動、即ち永久的な移住に對して出稼なる形式に依て満足され得る場合があるが、其需要が順調なる發達、即ち恒久化し、平常化する場合に於ては、出稼は極めて容易に移住に變ずる事を得、移住が自然な發達をなす場合には多くこの形式を採つて居る。

當時の産業状態と政治機構に基き、人口増加の停滯を見た程人口壓の甚しかつた江戸時代に於て、一方勞力の不足に依て充分にその富源を利用し得ない松前蝦夷地の存在は、内地の諸藩、殊にその經濟的近接地方の住民の流れをその方向に誘致した事は當然であつた。例へば元祿十四年（一七〇一）一万八千二百餘人を數へた土着人が、天明七年（一七八七）には二万五千餘人となり、一年平均約九十人、人口千中約五人の増加を見た事は、土

着を餘り好まなかつた松前藩の政策を考へ合せる時、當時としてはかなりの増加であつたと言はねばなるまい。而して是等が主として移民を迎へての増加であつた事は、その戸數の増加が人口のそれに比して頗る大（一ヶ年に平均四十二戸）なる事に依つても解し得られやう。

然し是等の移民は主として内地各藩でもその移動を妨げなかつた農民以外の町人、漁夫であり、その數も多からず、是を迎へる松前藩の態度は、その大部分を占むる蝦夷地には移住を絶對に許さず、松前地の移住に對しては、是を妨げなかつたとしても頗る消極的で、積極的に之を求めやうとする意圖に缺けて居たから、かゝる移民現象に對しては何等の問題も起り得なかつた。

然るに、最初は享保以來漸く行詰りを見せた當時代の國民經濟を打開するため蝦夷地の農業的開發の必要が論ぜられ、更に天明以後にありては國防的見地より來た蝦夷地の恒久的經營の立場から、其見解に拍車を加へられ、又其可能性が立證さるゝに至ると、大規模な農民の移住を必然的に必要とするに至つたが、農奴制度を前提としてのみ成立する封建治下に在つては、農民は領主の下に隸屬して土地に緊縛せられ、職業の移轉、居住の移轉等の自由は制限されて居たのみか、農村戸口の減退、土地の荒廢は極度に恐れられて、土地を離れた百姓は強制的に歸農せしめる方針が採られて居た際、一時に多人數の農民を移住せしむると言ふ事は容易ならぬ事であつた。故に、言蝦夷地開拓論に及ぶ者にとつては、當然に、如何にして、如何なる方面よりこの移民を得べきかと言ふ問題に及ばねばならなかつた。

私は今此處で、主として大量の移民を而も急激に移す必要にせまられた、露西亞の南侵を知りその防備のため急激な蝦夷地開拓の必要が認められた天明以後の論策により、封建制度の重壓の下に於ける移民論を紹介したいと思ふ。

而して當時の大問題であつたゞけに蝦夷地經營論策はかなりの數に上り、私の知り得ただけでも數十篇に達す

るが、その多くは北門警備論であつて、蝦夷地開拓論は警備の必要から觸れられて居るに過ぎず、蝦夷地開拓を主とするものも、其必要論が多くして、その手段方法を詳論したものは極めて尠く、従つてこゝに求める様な移民論策も左程に多くはないが、而も天明五年蝦夷地調査の結果出来上つた、幕府最初の蝦夷地開拓案たる松本伊豆守秀持の「申上書」<sup>1)</sup>、その調査に早くも弟子最上徳内を随伴せしめた本多利明の多くの開拓意見中、寛政三年五月「赤人日本國へ漂着に擬へ近年繁々渡來するに謂ある事」<sup>2)</sup>、寛政七年正月「自然治道之辨」<sup>3)</sup>等、寛政七年聘せられて松前に至り、松前の施政に慊らずして、水戸立原萬を通じて幕閣に之を訴へ、遂に幕府蝦夷地直轄の因を作つた大原左金吾の北門鎖鑰論「北地危言」<sup>4)</sup>、同じ頃「整不恤緯」をもつて「奥蝦夷地を開くの大計」を論じた井上四明門下の逸才土生熊五郎<sup>5)</sup>、寛政三年「草茅危言」をもつし「蝦夷の事」<sup>6)</sup>を論じた大阪の儒中井竹山、文化年間「年成録」<sup>7)</sup>をもつし、その中に幕府の蝦夷地經營を評したその弟中井履軒、文政年間蝦夷地松前氏復領後、蝦夷地經營の必要を論じて止まなかつた徳川齊昭、我が國經濟學の大成者で蝦夷地の事に注意を怠らなかつた佐藤信淵、並にその遺志を繼いで、安政五年「蝦夷地開拓私議」<sup>8)</sup>をもつした弟子大久保融、弘化元年「東濤夫論」<sup>9)</sup>を著して時務を論じた九州の碩學帆足萬里、安政二年徳川齊昭の諮問に應じてその意見を吐露した「新政談」<sup>10)</sup>中に詳細なる「奥地開き方個條」を説いた江戸の儒者藤森弘庵、安政元年堀織部正に従つて蝦夷地を廻り、周到なる蝦夷開拓策「北門私議」<sup>11)</sup>をもつし、將に用ひられんとして翌年惜しくし歿した帆足萬里門下の横井豊山等の内に求める事が出来る。是等の人々は當時代の蝦夷地開拓論者の代表的なものであり、是等の人々から聞き得た所ものは略當時の意見を代表するものであらうと信ずる。

而も當時に於て、大規模な移住を必要とする所は松前蝦夷地より外にはなかつたから、その地への移民論は又當時に於ける移民論であつた。

1) 北海道史 第一 334  
 2) 3) 何れも北海道廳所藏寫本による。  
 4) 日本經濟叢書 卷二十六 所收  
 5) 〃 〃 卷二十六 所收  
 6) 〃 〃 卷二十六 所收  
 7) 函館師範學校所藏寫本  
 8) 日本經濟叢書 卷二十六 所收  
 9) 〃 〃 卷二十六 所收  
 10) 〃 〃 卷二十六 所收  
 11) 〃 〃 卷二十六 所收

4) 東京日々新聞附録

11) 北海之殖民 明治廿九年

## 一、農 民

凡そ植民地の經營は農業者の移住に依て始めて恒久化される。この事實は植民史上に明かな事であるが、露西亞の南下に刺戟されて起つた蝦夷地の永久的經營の根本も亦其農業的開發にある事、夫がためには農業者を移す事の最も策を得たものであつた事は當時の論者が何れも齊しく認めて居た點であつた。然し當時の封建制度下ではこの事は容易でなかつた。

農民の住居移轉の束縛が單に政治的な意味に止る強制に過ぎなかつたとするならば、より強い幕府の權力に依て、例へば土生熊五郎が

「夷地ノ大小ニ應ジ、四ツ六ツホドニ分テ手近クノ諸侯ニ割リワタシ、右ハ或ハ十ケ年ノ内ニ急度可レ開ナトト被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>、年限中ハ諸役御免、江戸參勤モ家老名代ニテ御禮スムト速令<sub>レ</sub>歸國<sub>ニ</sub>且其他ノ產物ヲ給テ勝手ニ直グサマ運上所ヘハラヒ、或自船ニテ諸國ヘ相メグラシ、年々產物ノ入高ヲ積リテ其餘力ニテ民ヲ一綸ニ植ヘ付ベシ。コノ植付ノ工力ハ委細ニコノ文ニセガタシ 十ケ年ノ後ニイヨ<sub>ク</sub>其土地ヒラケ、人民繁殖スルトキハ、其功ヲ賞シテ、爵ヲス、メ封ヲマシ(中略)十ケ年ノ後ニイヨ<sub>ク</sub>土地ヒラケズ、人民不<sub>ニ</sub>繁殖<sub>ニ</sub>其爵又是<sub>ニ</sub>准ズ<sub>レ</sub>」

と論じた様に、農民に對して直接支配權を有する領主に依て之を行はしめる事も出来たらうし、若しくは大久保融が「蝦夷地開拓私議」に論じた様に、

「我總國ノ石數ヲ會計シテ凡ソ三千万石ト見積リ、一万石ノ地ヨリシテ年々罪アルモノ、貧シキモノヲ撰デ十數年ノ間其妻子ト共ニ献セシム。是レ亦年々男女六千餘人ノ良民ヲ植ユルノ善策ナリ。」

とある如く、各藩から其必要な人數を徵發して移す事も出来たらうし、又本多利明がその著「自然治道之辨」中「屬島の開業に丹誠ありて國に益ある事」に論じた様に、

「奥羽越佐加能等の國々の者は蝦夷の住居勝手次第たるべき旨命令あらば、固より好み望みの者ともなれば、妻子引連引移り住居する者とも多くあるべし。」

と言ひ、藤森弘庵が「天下中稼ぎ心掛るもの、(中略)参り度ものは勝手に参る様に致し」と言つた様に、百姓の移住に對する束縛を緩め、以てその移住を圖る事も出来たらう。

事實(一)の議論は、安政六年以來奥羽の諸藩に向つて警備依託の形で行はれ、(三)の議論は、蝦夷地側の禁制は幕府の蝦夷地直轄と共に之を廢し、内地各藩の方に存する制限は安政二年旗本・御家人・清水附陪臣・浪人・百姓・町人等に向つて幕府が蝦夷地移住を勧誘した觸書を出すことに依つて實行に移された。

併し乍ら是等の試みが餘り大きな成功を齎す事の出来なかつたのは、蝦夷地移住を防げた封建的束縛なるものは、單なる政治的なものではなく、經濟的・社會的なものであつたからである。

幕府の前半時代と異り、當時に於ては、農民離村都市集中は益々多くなり、幕府は之が阻止に法令を雨下させねばならず、而も是に對する領主の態度は前半期程の強硬さは見られなくなり、従つて蝦夷地の移民に對しても、例へば藤森弘庵の如く、「下々大利を付て、上には御世話の御入用計にて別の御益を見ず」廉潔な役人を派して賞罰を正しくしならば「十年を過ぎ百萬の人数出來すべし」等と樂觀論を述べる論者も出て來る様になつたが、夫は農村人口の過剩より來るものではなく、負擔の加重に依て「家をやぶりにて流浪し」「困窮に耐えかねて農業をすて」<sup>1)</sup>都會に走るもので、其爲めに至る所に田畑荒廢の嘆を聞いて居たのである。實際農業人口は此の時期に於て唯に増加を止めたのみではなく、減少の傾向すら認められて居たのである。藤森弘庵が、本多利明等の、寒氣に馴れて居るから信濃・出羽等雪國の住民を移住せしめやうとする説を評して、「右兩様逆左様に餘計の人多く有<sup>2)</sup>之ものにては無<sup>3)</sup>之、夫を無理に多く移し候得ば、是迄其土を安んじ居ものを遠方へ遣し新百姓に致候者、人情に戻り候のみならず、其本國只さへも人数不足の處へ、又々如斯多人數引移候は、其跡荒撫に相成可<sup>3)</sup>申候」と

1) 蕉澤菴山集義外書 日本倫理彙編 陽明學派中

2) 玉くしげ別本 日本經濟叢書 卷十六 18

3) 本庄博士 經濟史研究 116

言つた事は、是を全國に就いても言ひ得たのであつた。

蝦夷地開發は急務ではあるが、農村人口が減じ従つて既に開けた田畑の荒廢する事は當時の支配者の最も好まぬ所である。殊に蝦夷地移民論の多くが爲政者への建築の形を採つて居るものであるだけ、支配者の意を迎へなければならぬ。従つて現在の必要人員には何等の影響を及すことのない方面に夫を求めなければならぬ。夫には農村人口の増加を圖つてその増加分を蝦夷地移民とする事である。幸にして當時の農民人口の減少は全く絶望的なものとは考へられなかつた。當時農民人口の増殖を防げて居た最大の原因である飢饉・疫病の流行等は、封建制度の重壓に起因する農民生活の困憊に原因するとは言へないまでも拍車をかけられて居た事は事實であるが、是等の匡正には技術そのものゝ進歩を俟たねばならぬ點が多い複雑な問題で、是等に對しては極めて消極的な對策しか考へられて居らなかつたが、「其子を成長までの哺啜に業業の妨となり、又固より貧窮なれば成長の後其子に分け讓るべき貯もあらざれば、育て置き却て歎きを設くるとて」<sup>1)</sup>「行ふ」「子下し」「間引」等と呼ばれた墮胎・乳兒殺に依て失はれて居た人口は、僅少の努力でも是を救ふ事が出来ると考へられて居た。大原左金吾等は早くも是に目をつけて、領主より一郡に一ヶ所位養育の館を建て、乳母や手習教師等をやと置き、貧民の子を父の姓名を書いて此處に捨てさせ、是を十五才迄養育し、長じて親子の名乗をさせ、配偶を出來れば、是を移民として北地に送るべきを言ひ、徳川齊昭も亦略同様の方策を以て蝦夷地の住民を蕃息すべき事を、その著「北方未來考」で説き、横井豊山も「人を孳殖」するには「西洋諸州の法に倣ひ御料に於て貧院幼院を置くに如くことなし」として居る。然し是等は論者自身が齊しく認めて居る様に當面の急に應ずる手段ではない。

かくして當時の狀勢に應ずるだけの移民を農民に求める事が出来なかつた場合多く目をつけられ論ぜられたのは罪人・浮浪人又は乞食穢多の三者であつた。

1) 本多利明 赤人日本國へ漂着に擬へ近年繁々來渡するに謂ある事

## 二、罪 人

移民としての罪人は、歐洲の植民運動に於てもとくに注意せられたものであつて、自由移民を得られ難い場合、多く強制移民として夫が選ばれた。初期のアメリカ植民時代に於てはその例頗る多く、濠洲・西比利亞等は刑罰植民地として有名な所であつた。

我國に於ても罪人を邊土に放逐する所謂流罪は古くから行はれ、後には、例へば佐渡の金山其他に於けるが如く、その勞力を利用するに至つて居るが、是が移住の原因となつた事は、松前に於ける日本人の活動の先驅をなした所謂渡黨の一部は鎌倉時代の流刑者の子孫であると言はれて居る事に依ても知られる。

故に罪人を蝦夷地に送るべしとする議論は、蝦夷地開拓の最も急務なるを論ぜられ始められた當初から唱へられ、即ち本多利明は既に寛政三年、「日本國中の盜人、或は法度を犯したる輩の死刑に處すべき罪人を悉く助命せしめ、其次の輕き罪人とも悉く送り遣しなば、或は漁獵を任、或は耕作を任て生計を保つべけれ。固より助命を蒙りたる體なれば、自然と開發成就」すべきことを言ひ、「格別の重き罪人の外は悉く蝦夷土地の庶民たるべきとの御制度御建立」あれと主張し、大原左金吾も、「罪人なども島流すべきものか又は殺すべきものも、大かたの事は罪一等をゆるして彼土へ遣し、(中略)始は假小屋を建連ね、各部分をして一伍に一人の長を置き、廿五人に一士を添ると申様に編伍の法を以て指揮せしめ、外に老農を添て師とし、法令を嚴にして開地せしめ」と言ひ、中井竹山もその著「草茅危言」に於て、「伊豆ノ大島・八丈島・隱岐・佐渡への流人の内を此に流して夷民と雜り居らしめ、共に耕作漁獵をさせ……」よと言ひ、是等の説は後世迄もその支持者を得た。即ち佐藤信淵が蝦夷地に移民を移すべきを説き、海防策に於て、「日本總國中ノ死罪ノ者ヲ會集シテ」是を送るべきを説いて居るのは、當時の常識の採用に過ぎないが、更に進んで、「一旦盜魂を興したる者は、其律流刑に至らざるをも佐渡



の金山の水汲人足か蝦夷地の鯁切か鳥々の軍役人足に用ゝふべしと言ひ、唯に罪人のみならず日明・岡引の類の宿惡の姦賊で世の政教を敗る事最も大なるもの迄是を夷蝦地に送つて麥畑を開かしむべしと言ひ、その弟子大久保融も「本地有罪ノ者其ノ死刑ニ至ルモ猶其ノ八義ヲ分チ、維レ助ケ、其ノ妻子維レ附シテ其地ニ送ルヲ要トス。況ンヤ流刑追放ノ者ニ於テヲヤ」と論じ、徳川齊昭も天保五年十一月三日大久保忠眞に宛てた蝦夷地意見口上書中に

「非常の願なれども、天下にて輕き死罪の者一等ゆるめ、又は遠島になるべきもの不レ殘被ニ下置、領中輕き死罪重き追放の者はいふに不レ及彼地へ植付、夫々家内をも爲レ持仕法立にて爲レ切開候はゞ、追々人も増加すべき歟」と言つて居る。

斯く罪人を移すと言ふことは、唯に蝦夷地に必要なる勞力の供給を急激に得られるばかりではなく、本國に於ては危險分子を隔離し、社會の安寧を保つことになり、他面彼等の環境を換へる事に依てその新なる生活を約束する仁政でもあつた。

この事に就いてもつとに論ぜられ、本多利明も

「此者（盗人）をも悉く召捕つて蝦夷土地へ送り遣したらば、日本の良民の災害も遁て安堵を得べし。又彼惡黨も蝦夷土地にいままだ金銀錢の通用もなく、衣類器財も乏しき土人少ければ、惡事を働くべく様なくして是非とみに自業を勧め守り、生計を勵み益すべし」

と樂觀し、徳川齊昭も、「江戸に無宿者・惡者減候へば、自ら火災其外の惡事も次第く減可申道理と存候」と言ひ、中井履軒の如きは、開拓に用ふるよりも寧ろかゝる點で罪囚移民の必要を説いて居る。即ち「年成録」に於て、

「わが域中の罪人をなるだけ宥めてこゝに流すべし。（中略）折ふしは逃亡あり、逃亡すれば又他國にて惡をな

す、民の患やまず、松前にては逃亡の憂なし。およそ人倫をやぶりたる悪人はわが日の本の地にはおかぬといふ法令いとよし、不幸の子・不忠の臣・淫亂の男女・破戒の僧・盜賊・博徒皆こゝに流していとよし。永牢にもまさるべし。但大赦ありても終身めしかへされぬものをえらぶべし。盜賊・博徒はいかばかり懲しても改らぬ病なれば、輕重のえらびなしや。されば剪綴の類皆こゝにあるべし。」と言ひ、「盜も博もならぬ處に流されてはおのづから常の人となるべし」と見て居る。

然し是等の利益はかゝる罪人を出す國に於て見出し得るもので、是を受ける國に於ては必ず大きな弊害が伴つた。殊に環境の變化に依て是を矯正し得べしとする議論は論者自身に依ても不安があり、中井履軒等は、「いづこの國にても流人を受れば、その國困弊ある事」を認め、「流人の食」と名付けて松前藩に穀高を増し與へよと言ひ、竹山に至つては「草茅危言」に於て、

「流罪ニナル程ノ者ナレバ、皆大奸惡ニテ夷民ノ頑昏ヲ見スカシ、大ニ欺瞞侵冒スベケレバ、又事モ起ル可等言人モ有ルナレドモ、是ハ官ヨリ強ク制シ、夷民ニ諭シ、奸人ノ分ニ奸アラバ勝手ニ打殺シテ禁無ル可」

と極論して、それを批判した「草茅危言摘議」の著者神惟孝に「是政ヲ知ザルナリ。兩下相殺シテ官ヨリ禁ゼザル政ハナキコトナリ。タトヘ實ニ罪アリトモ兩下相殺ストキハ禍亂相尋デ起ルベシ。」とたしなめられて居る。

同じく罪囚移民を主張した徳川齊昭も、「罪人も身命を助り候事故、善心にひるがへり候ものも可有之候へ共、まづは元來の惡徒故士民ともに差引手配り方餘程六ヶ敷は差見え候。」と案じて居る。

故にこの問題が研討されるにつれてその價值が疑はれ始め、横井豊山等は「北門私議」に於て、「一には八丈島の流人並に輕き罪入を移すの説もあるべし。右様の惡を爲すものは急に善教に服從せず、却て愚直の蝦夷人を狀ふべし。是れ亦た良策に非ず。」と斷呼として排して居る。

藤森弘庵は同じく罪囚移民を排して居る一人であるが、是は又別の論據からで、「罪人迎左様に多人あるもの

にてはなし、又嚴法を立て多く罪人を拵へ、邊防を修めんとして一揆に相成國を亡し候者、秦の始皇に御座候間此事も容易に相成兼候」と言ひ、唯金堀にのみ是を用ふべき事を語つて居る。蝦夷地に移した罪囚を鑛夫に使用すべしとする説は本多利明も主張して居るが、是等は佐渡等の制度から考へついたものらしく、蝦夷撫育の關係から、罪囚移住策を採用しなかつた幕府も、安政以後蝦夷地に關發した鑛山には是を使役した様である。

### 三、浮浪人・乞食

罪人と相並んで移民の對照となつたものは浮浪人・乞食である。歐洲諸國に於てもその初期に於て移民として送られた者は主として貧民であつた。我國に於ても、本多利明は同じく是をも移民とすべき事を論じ、

「日本國中に人別帳外にて隠れ居る流浪者は、江戸を始とし諸國繁華の土地に夥しく、此者共は無業にして國用を費すのみに非らず、惡事を業となし、良民を損ひ、庶民の災害となる者夥しき事なり。甚だ惜しき者ともなれば、御手當あり、雪國出生の者は蝦夷土地へ遣し、雪の降らざる國の出生者は東洋の小笠原島杯へ遣したき者どもなり。」

と言ひ、大原左金吾も、

「爰に家累もなく、今月にも移して早速の用にあつべきもの御座候。其者共は世人の捨て、顧す、その身も是のみの生涯とあきらめ居候者共にて、三都の外道中筋又は田舎など轉つき廻り、人よりわづかの物を得て終には溝壑に倒れ死する乞子の類可<sub>レ</sub>宜候。(中略) 此類の者をあつめ候は、海内おびたゞしく可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之候。此者共を不<sub>レ</sub>殘其家元を正して穢多の類を除き、爾後には一衣一飯を與へて悉く松前南部の方へ向はせ申度候。」

而も歐洲に於て初期に移民の多くを貧民に求めたのは、主として國內に於ける不安とそれが救恤に要する負擔

を免れると共に、貧民をして新しい運命を開拓せしむる事が出来たことにあり、本國にとつても、又本人にとつても望ましい事である事は、既に我國の論者も氣付いて居た處で又後者が事實だとしたならば、移民として充分に役に立つと信ぜられて居た事は前に挙げた本多利明の言に依つても知ることが出来やうし、又大原左金吾が説いた、

「彼等も一旦はかく成りはて候ても、數年難苦の間後悔致し居るべく、然るを上より御引揚にて一衣一飯にもあつつき、御用にも相立候事故、いかばかりあり難く存、勞につき可申候。此もの共初落ぶれ候時も、さすが盜賊にもなるべき悪性も無し之、かやうに成り居る者どもなれば引あげて用ゆべきとならば悦んで令に従ひ可申候」の言でも知り得やう。罪人の移住には餘りに望をかけなかつた藤森弘庵も、

「此江戸に多きは乞食・非人・願人の類に御座候。是等一旦天下多事の時に當り、飢饉等にも出逢食兼候に至候はゞ、必流賊に可相成」と識者は心配仕る事なり。故に此ものは頭もあるに付、其頭に命ぜられ、引連參候様被仰渡して可然か」

と言ひ本國の利益からこの移住を支持して居る。

然しこの浮浪人・乞食もその程度こそ違へ罪人と同じく移民として大きな缺點を持つて居た。故に横井豊山等は

「一旦乞丐に身を墮落せしもの、決して再び働き業を爲し得ざるものあり。但し百人中の五人三人は志の引立ち良民に復るものもあるべし。然れども無頼のもの産物富饒の地に多く聚まること決して良策に非ず。」

として是を排斥して居る。實際に於て、安政後明治初年にかけて、小規模乍ら浮浪者の移住が行はれたが、何れも失敗に了つた。

#### 四、穢多

穢多の起原に就ては種々の論議があるが、要するに社會の落伍者で、身分制度の固定された江戸時代に於ては賤民として百姓町人と區別され、人別にも載せられない一種の「社會外の社會人」と目せられ、當時の社會から餘し物と視られて居た。而も當時に於けるその社會の人口増加は著しく、他の百姓が減少して居る際に、この社會の者ばかりは目立つて増加して居たため、然らざれば社會の負擔となる罪人・浮浪人・乞食等と共に、當時の社會に大きな影響を及すことなしに移し得る移民の候補者とされたのは當然であつた。

この議論は幕府の最初の蝦夷地拓殖計劃たる天明五年松本伊豆守の意見書に既に採用され、頭彈左衛門自ら、自身の支配下にある長吏非人共三萬三千人の内七千人に諸國の長吏非人二十三萬人の内六萬三千人を誘ひ計七萬人程引運移住せんことを承諾したからとて、その移住計劃さへ進めたいが、伊豆守の失脚に依て事は挫折した。大原左金吾は當時の差別的な感情からだらう、乞食の内より穢多を除いて移すべきを言つて居るが、穢多の移さうとする意見には其後も多くの支持者を得、帆足萬里等も「東潜夫論」に於てこの説を持し、

「穢多ト言モノ古奥羽ニ住セシ一種ノ夷人ノ裔ナリ。上古蝦夷ノ俘ヲ伊勢ノ廟ニ獻ジ玉ヒシニ、牛馬ヲ喰テ皮肉ヲナゲテラシ、神山ノ木ヲ伐テ叫呼セシ故、倭姫ノ命朝廷ニ請テ是ヲ諸州ニ移シ玉ヘリ。是ヲ佐伯部トイフ。今穢多ノ先祖ナリ。其後田村麻呂奥羽ノ地ヲ平ゲテ、蝦夷ヲ盡ク日本人トセリ。故ニ穢多モ常ノ人ト異ル事ナシ（中略）宜ク盡ク召集メテ大神祠ニ詣シ、祓除シテ平人トナシ玉ヒ、是ヲ蝦夷島空曠地ニ移シ耕種畜牧ノ業ヲ開カシムベシ」

と論じて居る。但しその根本思想は矢張罪人・浮浪人等を送ると同じ理由で、「穢多ハ盜賊ヲ監スル名有テ、實ハ盜賊ノ宿ヲナス。且ツ平人ト交ハラヌユエ其惡事露顯セズ諸候ノ城下ニ夷狄ノ邦アルガ如シ」と言ひ、是を蝦夷地に移せば「盜渝は長く止むべし」と説いて居る。

移民としての罪人・乞食の不適當なるを説いた横井豊山も、その師である萬里の意見はそのまゝついで、良民

の生産なき者と共に穢多をも移すべきを説き、

「古來穢多は非類に過したれとも（中略）天地の間に人の形をなせしもの豈非類の理あらんや。全く往古人俗のカタ氣に由れるのみ。然れとも積習の久しき穢多も自ら良民にはなるを得ざるものと心得居るなり。此の習氣を一變するには、神官に命せられ、天照大神の御玉串の前にて不淨を蔽ひ除き、以後は大神より御ゆるしにて良民と爲し下さる故能々心底の汗穢を淨め、人倫の道を堅く守り、蝦夷地へ罷り越し職業を稼ぐべき旨申渡さば必ず難有かるべきなり。（中略）且又穢多とエゾとは平日の所業より不潔を厭はざる陋習は大に似たり。其上肉食に習へる故、自然寒氣にも能く堪べし。因て穢多の農業を爲すものには農業を勧め或は獸類を扱ひ慣れたるには牛馬を牧畜させ傍ら獸を捕へしむべし」

とのべ、その蝦夷地移民として適當なるを主張して居る。この議論は明治に入つてからも、即ち明治二年三月公議所に於て、萬里の子孫豊後日田藩議員帆足龍吉に依て、「穢多を平人とし蝦夷地に移すべき議」として、加藤弘之の「非人穢多御廢止の儀」と並んで提出され、内山總助の「穢多非人の身分御改正の議」に依て賛成を得て居る。但し實行を見る事なく、穢多の身分廢止に依てこの問題は消滅した。

## 結 論

以上に於て江戸時代に於ける蝦夷地開拓意見中に現はれた移民論中、封建制度の束縛の下に如何なる方向に移民が求められたかに就て語つた。而して其最も有力なものとして擧げられたのは罪人・浮浪者・穢多等の直接公課を負擔せず、社會から排斥若くは厄介視された者で、是を非として、良民を移さん事を主張した者、例へば横井豊山の如きも「良民の生産なき者を」移すべきことをのべて居る。

移民が所謂良民を主とするに至り、罪人・貧民等の排斥さるゝに至つたのは世界の移民史上に於ても新しい事

即ち移民政策が人口問題と結び付いた後のことで、初期——殊に封建制度の盛んであつた中世紀に在つては、(一)人口の過剰現象は痛感せられず、(二)各國は互に相敵視してゐたために、a. 其國の人口を減少せしむること、b. 商業上の秘密が他國に漏れる恐があること、c. 母國の兵力を減退せしむる、と言ふ理由で歓迎せられざるのみか寧ろ禁止され、後母國の立場より移民の利益なるを認めても、なほ國中に於ける不用の人民の處分法たる性質を失はず、貧民等が主として是に當てられ、特に強制的な移民を要する場合には罪人が用ひられた。

我國に於ても同様で、我國に於ては各封建領主間の對立關係は、その獨立性が缺けて居たゞけ諸外國の夫れとは甚だしくはなかつた様であり、又兵農が殆んど完全に分離して居たため b. c. の理由は薄弱であつたが、技術が幼稚な事に因り農業は極度の勞作經營に陥つて居たゞめに、領主は農民人口の多きを望んで減少を憂へ、政治的には農民人口の過剰を感じなかつたことから、その移動を喜ばなかつた上、蝦夷地開拓の利益は左程深く認識しなかつたから、爲政者に對し、建策のためにもされた移民論はこの點にふれる事なしに、その移民を多く農民以外のもの即ち貧民・穢多等から求めねばならなかつた。殊に國防的見地から急激なそれを必要とする場合には強制をなし得る罪人が有力なものとして擧げられた。而も是等のものは、唯に國內に不用であつたばかりでなく有害であつて、是が移住は又その處分を意味して居たのであつた。

但し移民事業が健全なる歩をつゞけて行くに従ひ、是等のものが移民として不適當である事が注意しられ始め、事實上全く是を排斥するに至る。我國に於ても次第にその批判が的を射る様になつて來て、明治維新に至り封建的束縛が解かれて農民を移民として得る事の決して困難でない様になると、從來の議論は殆んど終息して了つたのである。

## 附記

江戸時代の蝦夷地移民論は單にこうしたものみに止らず。更に其移民技術の具體的方法にまで立入つて説いたものもあり、是等は實行と密接な關係を持つて居て、移民論としては更に興味が深いが、この點は別に論ずることとする。